

香川県広域水道企業団会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月24日

香川県広域水道企業団企業長 池田豊人

## 香川県広域水道企業団企業管理規程第1号

香川県広域水道企業団会計規程の一部を改正する規程

香川県広域水道企業団会計規程（平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第10章 略</p> <p><u>第11章 検査等（第107条—第111条）</u></p> <p><u>第12章 雑則（第112条—第114条）</u></p> <p>附則</p> <p>（公金の徴収等の委託）</p> <p>第10条 企業長は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2第1項</u>の規定により、公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務の一部（以下「<u>公金事務</u>」という。）を同項の規定により指定された者（以下「<u>指定公金事務取扱者</u>」という。）に委託することができる。</p> <p><u>2 企業長は、指定公金事務取扱者を指定しようとするときは、当該指定を受けようとする者が行う公金事務の種類を定めなければならない。</u></p> <p><u>3 企業長は、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したときは、委託先、委託した公金の種類、委託した日その他委託に必要な事項を告示しなければならない。告示した事項に変更があったとき、又は指定公金事務取扱者の指定を取り消したときも、同様とする。</u></p> <p>（領収書の交付）</p> <p>第23条 企業出納員等、現金取扱員、出納取扱金融機関等及び<u>指定公金事務取扱者</u>は、収入の納付を受けた場合は、直ちに納付者に対して領収書を交付しなければならない。</p> <p>（収納金の取扱い）</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第10章 略</p> <p><u>第11章 雑則（第107条—第109条）</u></p> <p>附則</p> <p>（公金の徴収等の委託）</p> <p>第10条 企業長は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2</u>の規定により、<u>企業団の業務に係る公金の徴収若しくは収納又は支出の事務の一部を私人に委託することができる。</u></p> <p>（領収書の交付）</p> <p>第23条 企業出納員等、現金取扱員、出納取扱金融機関等及び<u>第10条の規定による事務の委託を受けた者</u>（以下「<u>収納受託者</u>」という。）は、収入の納付を受けた場合は、直ちに納付者に対して領収書を交付しなければならない。</p> <p>（収納金の取扱い）</p>

第24条 企業出納員等、現金取扱員及び指定公金事務取扱者は、公金を収納した場合は、当該公金にその内訳を示す書類を添えて、速やかに出納取扱金融機関等に預け入れなければならない。

2・3 略

(指定納付受託者による納付)

第28条 略

2 略

3 企業長は、指定納付受託者を指定しようとするときは、当該指定納付受託者が取り扱う収入の種類を定めなければならない。

4 企業長は、指定納付受託者の指定をしたときは、その者の名称、住所又は事務所の所在地その他必要な事項を告示しなければならない。告示した事項に変更があったとき、又は指定を取り消したときも、同様とする。

(口座自動振替払)

第47条の2 企業出納員は、次に掲げるものを、口座自動振替払（債権者が指定した期日に、企業団の預金口座から債権者の預金口座に自動的に振り替えて支出することをいう。）の方法により支出することができる。

(1)～(3) 略

(4) 税金

(5) 前各号に掲げるもののほか企業長が必要と認めるもの

2 略

(決算報告書等の提出)

第106条 略

## 第11章 検査等

(検査の実施)

第107条 企業長又は企業出納員は、この規程の施行に当たって必要があると認めるときは、検査を担当すべき職員（以下「検査員」という。）を命

第24条 企業出納員等、現金取扱員及び収納受託者は、公金を収納した場合は、当該公金にその内訳を示す書類を添えて、速やかに出納取扱金融機関等に預け入れなければならない。

2・3 略

(指定納付受託者による納付)

第28条 地方自治法第292条において準用する同法第231条の2の3第1項の規定による指定に係る納付事務について、企業団の収入を納付しようとする者は、同法第292条において準用する同法第231条の2の2の規定により、指定納付受託者に納付を委託することができる。

2 略

(口座自動振替払)

第47条の2 企業出納員は、公共料金であって次に掲げるものを、口座自動振替払（債権者が指定した期日に、企業団の預金口座から債権者の預金口座に自動的に振り替えて支出することをいう。）の方法により支出することができる。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか企業長が認めたもの

2 略

(決算報告書等の提出)

第106条 略

じて、次の各号に掲げる者の所管する出納その他の会計事務について、書面（電磁的記録を含む。）又は実地により検査を行わせるものとする。

- (1) 所長等
- (2) 分任出納員
- (3) 現金取扱員及び物品取扱員
- (4) 資金前渡を受けた者
- (5) 出納取扱金融機関
- (6) 収納取扱金融機関
- (7) 徴収若しくは収納の事務又は支出の事務の委託を受けた者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、企業長が必要と認める者

2 前項に掲げる者は、検査員から検査上必要な書類の提出を求められたときは、これに従わなければならない。

#### (検査計画)

第108条 企業長又は企業出納員は、前条に規定する検査を行おうとするときは、検査を効率的かつ効果的に実施することができるよう、検査計画を策定するものとし、当該検査計画には、検査の対象、期間、実施時期、実施体制等を定めるものとする。

2 企業長又は企業出納員は、検査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は検査の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて、適宜、検査計画を修正するものとする。

#### (検査の通知)

第109条 企業長又は企業出納員は、第107条に規定する検査を行おうとするときは、検査日、検査の対象となる期間その他必要な事項を書面により、あらかじめ、検査を受ける者に通知するものとする。ただし、必要があると認めるときは、この限りでない。

#### (検査員の権限)

第110条 検査員は、検査に際し、必要があると認めるときは、検査を受ける者に対し、口頭又は書面による説明を求めることができる。

2 検査員は、検査に際し、重要と認める事項については、直ちに企業長又は企業出納員に報告し、その指示を受けなければならない。

#### (検査結果の報告)

第111条 検査員は、検査を終了したときは、速やかに検査報告書を作成し、企業長又は企業出納員に報告しなければならない。この場合において、当該検査の結果について意見があるときは、その意見を付さなければならない。

2 企業長又は企業出納員は、検査員の報告に基づき、改善すべき事項があるときは、検査を受けた者に通知しなければならない。

第12章 略

第112条～第114条 略

第11章 略

第107条～第109条 略

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。